

## 【保険料納付回数の変更（9回→10回）に関する注意点】

令和6年度から納付開始時期が7月から6月に変更になりました。

### ○保険料を口座振替で前納（一括納付）されている方

口座振替日は6月末日です。

令和7年6月30日での口座残高のご確認をお願いいたします。

### ○年金特徴（年金からの天引き）の方

介護保険料の決定が7月のため「特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上であり、国民健康保険料が介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えないこと」の要件の判定ができません。

そのため、介護保険料の決定後、上記要件に該当せず年金特徴が停止となる方には、改めて7月以降に納付通知書を送付し、納付書や口座振替等により保険料を納めていただくことになります。

### ○令和7年1月2日以降転入された方など本市で所得の把握ができない方

令和7年1月2日以降本市に転入された方や他の市町村で課税されている方は、本市で前年分の所得を把握することができません。

所得の把握は6月中旬以降となることから、今回の通知は暫定的なもの（所得なし、政令軽減なし）になっており、7月に前年分の所得に基づいた正式な通知を行わせていただきます。

正式な保険料通知が遅くなりますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

### ○減免等の相談を必要とされる方

6月中にご相談ください。7月に相談された場合、7月分以降の保険料が減免の対象となります。